

支給決定基準の策定について

1 支給決定基準とは

介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じ、支給の要否や支給量について定めたもの。

2 策定根拠

平成19年3月23日付け障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「介護給付費等の支給決定について」に基づき策定する。

3 策定意義

支給決定事務に関しては明文化されていないケースが数多くあり、これまで非定型ケースについてはそのたびに課内にて会議を行い、支給の要否や支給量について決定していた。一つ一つのケースを会議にて検討することは必要なプロセスではあるが、公平性の確保と透明化・明確化を担保するという課題があったため、支給決定基準を策定し共有することで、公費で助成することの要否を一律の判断基準で意思決定し、利用者にとって過不足のないよう、公平かつ適正な支給決定となることを目的とする。（定める支給量についてはあくまでも「標準」の支給量であって、「上限」を定めるものではない）

4 策定に至る経緯

平成19年3月23日付け障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「介護給付費等の支給決定等について」及び毎年開催されている障害保健福祉関係主管課長会議の資料にて、「支給決定基準を定めておくこと」と示されているが策定しておらず、平成28年度大阪府障がい者自立支援給付支給事務等市実地指導において、対外的な根拠となるため支給決定基準を策定するよう指摘事項としてあがっている。それを受けて、平成29年度第1回北摂七市三町障害福祉担当課実務担当者会議にて支給決定基準の策定状況を尋ねたところ、茨木市以外の六市においてはすでに策定されており、本市でも策定の検討に至る。

5 策定によるメリット

- ・事業所間で統一した対応を行うことができる。
- ・支給決定に関することについて、相談支援事業所から市への問い合わせが減り、お互いの事務量を軽減することができる。
- ・一律の判断基準で意思決定できることが増えるため、公平性を確保することができる。
- ・都道府県において、支給決定障害者等から市町村が行った支給決定に関する審査請求を受けた場合の審査基準となり、対外的な根拠として位置付けることができ、支給決定の透明化・明確化を担保できる。

6 策定によるデメリット

- ・支給決定基準を策定することで支給量の上限が定められ、それ以上の支給決定を受けることができなくなるといわれる可能性がある。
→支給量についてはあくまでも標準であり、上限ではないということを丁寧に説明し、事業所や利用者の理解を得る必要がある。
- ・支給決定基準に書かれている内容に準じていないケースについては、支給決定できないといわれる可能性がある。
→「支給決定基準に記載されていないため支給決定できない」という説明はせず、根拠となる制度の趣旨を説明し、必要に応じて課内にて会議を行い支給の可否や支給量を決定する。

7 作成スケジュール

平成30年10月～平成31年2月(2週間に1回)

- ・ワーキング(全8回)にて作成

第1回 支給決定基準の構成について

第2回 ①各サービスの運用方法について(訪問系サービス)

第3回 ②各サービスの運用方法について(日中系サービス、居住系サービス)

第4回 ①標準支給量について(居宅介護)

第5回 ②標準支給量について(重度訪問介護、同行援護、行動援護)

第6回 ③標準支給量について(短期入所、日帰りショートステイ、移動支援)

第7回 介護保険サービスとの適用関係について

第8回 全体まとめ

(構成メンバー：障害福祉課2名、基幹相談支援センター(相談支援課1名、菜の花1名)、子育て支援課1名、茨木市障害福祉サービス事業所連絡会居宅介護部会1名、当事者部会1名、相談支援事業所1名、茨木障害フォーラム1名)

平成31年3月

- ・茨木市障害者地域自立支援協議会定例会にて報告
- ・相談支援事業所へ周知

平成31年4月

- ・運用開始